

(別紙1)

## 「苦情解決支援とあっせんに関する業務規程」の一部改正について

2024年6月12日

特定非営利活動法人

証券・金融商品あっせん相談センター

### I. 改正の趣旨

今般、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」(令和5年法律第17号。以下「ADR法一部改正法」という。)により、認証紛争解決手続において成立した和解に基づく民事執行を可能とする制度が創設された。

当該制度は、法人投資家と金融事業者との和解契約には適用できるものの、当センターが取り扱う紛争解決事案の大半を占める個人投資家と金融事業者間との和解契約は適用対象外であることから、当センターにおいては、当該制度を取り扱わないこととし、その旨を明確にするとともに、「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」(令和4年法律第61号)の施行に伴い、関係団体の諸規程の改正が行われることに対応するため、苦情解決支援とあっせんに関する業務規程の一部を改正する。

### II. 改正の骨子

#### (1) 特定和解の取扱いの明確化

当センターでは、改正ADR法第2条第5号に規定する特定和解を取り扱わない旨を規定する。(第40条の3)

#### (2) 関係団体の諸規程の改正に伴うもの

「暗号資産」を「暗号資産等」として整理する。(第2条第18号等)

#### (3) その他所要の整備を行う。

### III. 施行の時期

この改正は、金商法に基づく認可及びADR法に基づく認証を得られた日(2024年6月12日)から施行する。

以上